

第 2 2 7 回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第 6 号

令和 5 年 4 月 4 日かすみがうら市農業委員会告示第 6 号をもって、令和 5 年 4 月 10 日（月）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 227 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 5 年 4 月 10 日（月） 午後 2 時開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1 番	海東 功	2 番	西崎 敏和	3 番	鈴木 良道	4 番	宮本 教夫
5 番	塚本 勝男	6 番	安田 治	7 番	飯田 敬市	8 番	久松 弘叔
9 番	井坂 孝雄	10 番	高田 健司	12 番	廣原 孝	13 番	栗山 千勝
14 番	塚本 茂	15 番	中山 峰雄				

4. 欠席委員

11 番 谷中 昌

5. 説明のため出席した者

事務局長 齊藤 健 事務局長補佐 関川 信政 係長 横田 桂明
主任 長田 千絵美 主幹 関根 治彦

6. 議事録署名委員

5 番 塚本 勝男 6 番 安田 治

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
報告第13号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第14号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の受理について
- ⑤ 議案審議について
議案第25号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第26号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第27号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第28号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第29号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
議案第30号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について
議案第31号 農業委員会事務局職員の任免について

午後 14 時 55 分閉会

事務局長	<p>只今から、令和5年 第227回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は14名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。なお、委員会会議規則第4条により、11番 谷中委員から欠席届が提出されております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。</p>
議長	(会長あいさつ)
議長	はじめに事務局長から諸般の報告をお願いします。
事務局	(諸般の報告朗読)
議長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第16条 第2項の規定により、5番 塚本 勝男委員、6番 安田 治委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の関根主幹を指名いたします。</p>
議長	<p>次に 日程の決定について、お諮りいたします。</p> <p>只今から 午後5時までと したいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	ご異議ございませんので、午後5時までと いたします。
議長	<p>次に報告13号から第14号の報告案件ですが、委員の皆様には、既に議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。</p> <p>報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p> <p>それでは、議案審議に入ります。</p>

議長	<p>はじめに「議案第31号 農業委員会事務局職員の任免について」上程いたします。 事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等 ございますでしょうか。 ・・・異議なしの声(質問、意見なし)・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第31号については、原案のとおり、決定することに賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議長	<p>全員賛成(賛成多数)ですので、「議案第31号 農業委員会事務局職員の任免について」は、原案のとおり決定いたしました。 ここで異動となりました職員から、それぞれ、挨拶をお願いします。 提出職員(青山主任 あいさつ) 転入職員(齊藤局長、長田主任 あいさつ) ありがとうございました。それでは、着席をお願いします。</p>
議長	<p>「議案第25号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。 なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
4番 宮本 教夫	<p>4月3日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、鈴木委員と塚本勝男委員と私、宮本の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。 それでは説明いたします。</p>

番号1番の農地は、●●●●●●●●から約400m北に位置する畑1筆になります。

現況は、きれいに管理されていました。

申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。ネギを作付けする計画です。

続きまして番号2番、3番の農地は、渡人、受人が相互に交換する案件のため一括で説明いたします。

該当の農地は、●●●●●●●●から約100m南西に位置する畑2筆になります。

現況は、おおむねきれいに管理されていました。

なお、該当農地は現在、お互いの農地への進入路として利用している状況であり、申請人は相互の耕作利便性の向上のため、今回の申請に至りました。栗、露地野菜などを作付けする計画です。

続きまして番号4番の農地は、●●●●●●●●●●●●●●●●●●から約200m南東に位置する畑2筆になります。

現況は、雑草繁茂の状態となっていました。

申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。じゃがいもを作付けする計画です。

続きまして番号5番の農地は、●●●●●●●●●●●●●●●●●●から約400m北東に位置する畑1筆になります。

現況は、きれいに管理されていました。

申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。

露地野菜を作付けする計画です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

只今、事前調査員の方の説明が終わりました。

議長

これより、議案審議に入ります。

番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
(異議なしの声・質問、意見等なし)

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成 (賛成多数) ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 2 番、3 番については、譲受人と譲渡人の耕作利便性の向上のための農地交換でありますので 一括審議といたします。 番号 2 番、3 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2 番と 3 番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成 (賛成多数) ですので、番号 2 番と 3 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に番号 4 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 4 番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成 (賛成多数) ですので、番号 4 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に番号 5 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見等なし)</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号5番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>「議案第25号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに 決定いたします。</p>
議長	<p>次に「議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
4番 宮本 教夫	<p>それでは説明いたします。 番号1番になります。図面番号1番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●から約800m北に位置する畑1筆になります。 こちらは、第2種農地と判断しました。 申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。 続きまして番号2番になります。図面番号2番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●●●●●●から約600m北東に位置する畑</p>

	<p>1筆になります。</p> <p>申請人は、農地改良協議で土を搬出した部分について、農地埋立を行うため、今回の申請に至りました。なお、埋立を行う土についても隣接地からの残土であるため、土質についても同程度のものであると考えられ、転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様のご更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・質問、意見等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・質問、意見等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号2番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>

議長	<p>「議案第 26 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは朗読をいたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
4 番 宮本 教夫	<p>それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 3 番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●●●●から約 300m 北西に位置する畑 1 筆になります。 こちらは、第 2 種農地と判断しました。 申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号 2 番になります。図面番号 4 番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●●●●から約 400m 東に位置する畑 1 筆になります。 こちらは、第 1 種農地と判断しました。 申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。 また、申請地は第 1 種農地ですが、申請地は集落に接続していることから不許可の例外に該当し、転用による農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。</p>

続きまして番号 3 番になります。図面番号 5 番も併せてご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●から約 500m 北東に位置する畑 1 筆になります。

こちらは、第 2 種農地と判断しました。

申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。

転用による周辺農地への影響はないと判断しました。

許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 4 番になります。図面番号 6 番も併せてご覧ください。

申請地は、●●●●●●から約 800m 南西に位置する畑 1 筆になります。

こちらは、第 2 種農地と判断しました。

申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。

転用による周辺農地への影響はないと判断しました。

許可要件を満たしていると考えます。

以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 只今、事前調査員の方の説明が終わりました。

議長 これより、議案審議に入ります。

番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・質問、意見等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

番号 1 番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成 (賛成多数) ですので、番号 1 番は、原案のとおり 許可することに 決定いたします。

議長	次に、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成(賛成多数)ですので、番号2番は、原案のとおり 許可することに 決定いたします。
議長	次に、番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号3番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成(賛成多数)ですので、番号3番は、原案のとおり 許可することに 決定いたします。
議長	次に、番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見等なし)
議長 議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号4番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成(賛成多数)ですので、番号4番は、原案のとおり 許可することに 決定いたします。
議長	「議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について」 は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長	次に「議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について」上程します。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等 ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見等なし)
議長	よろしいですか。議案第28号について、原案のとおり許可することに賛成の方は 挙手をお願いします。
議長	全員賛成（賛成多数）ですので、「議案第28号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり 決定いたしました。
議長	次に「議案第29号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による 農用地 利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程いたします。
議長	事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等 ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第29号について、原案のとおり許可することに賛成の方は 挙手をお願いします。
議長	全員賛成（賛成多数）ですので、「議案第29号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の農地

議長	<p>中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に「議案第30号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条 第3項の規定による農用地 利用集積等促進計画案の意見の決定について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>(事務局説明)</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。</p> <p>ご意見ご質問等 ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・質問、意見等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第30号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、「議案第30号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条 第3項の規定による農用地 利用集積等促進計画案の意見の決定について」は、原案のとおり 決定いたしました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。</p> <p>その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。</p>
議長	<p>次に、来月の総会は、5月10日（水）午後2時から予定しております。</p> <p>なお、次回の事前調査員は、安田治 委員、飯田敬市 委員、久松弘 委員 です。</p> <p>日時は、4月27日（木）午前9時から、霞ヶ浦庁舎 小会議室といたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に 事務局から、何かありますか。</p>

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・かすみがうら市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する要綱について ・タブレット型端末機に関する運用基準等について ・2023年農業委員会活動記録セットの配布等について ・遊休農地の発生防止と解消、農業経営基盤強化促進法等の一部改正に係るリーフレットの配布等について ・4月21日発行の農業新聞への本市の第三者継承者の記事掲載について ・令和6年度 農林関係税制改革要望の取りまとめについて
議長	<p>それでは、以上を持ちまして、第227回総会を閉会いたします。 慎重審議、大変ご苦労様でした。</p>
事務局	<p>起立、礼、お疲れさまでした。</p> <p>かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により署名する。</p> <p style="text-align: center;">かすみがうら市農業委員会会長_____</p> <p style="text-align: center;">署 名 委 員 _____</p> <p style="text-align: center;">署 名 委 員 _____</p>